

霧島市特産品等プロモーション業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、霧島市（以下「市」という。）が特産品等プロモーション業務（以下「本業務」という。）を行うに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務名

霧島市特産品等プロモーション業務委託

3 業務の目的

霧島市の特産品等の魅力を広く情報発信するため、効果的なプロモーションを実施し市及び特産品等の知名度の向上と本市のファン獲得を図ることを目的とする。なお、本目的に沿うことでふるさと納税での知名度向上等にも繋げていく。

4 業務内容

別紙「霧島市特産品等プロモーション業務委託仕様書」のとおり

5 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 予算（見積限度額）

金 4,400,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

7 応募資格

以下の全てに該当する者のみ、企画提案を応募することができる。

- (1) 法人格を有している者であること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 営業開始後(法人にあっては登記日以後)2年(合併又は会社分割(以下「合併等」という。)を経た会社にあつては、合併等の前後における営業年数を通算するものとする。)を経過している者又は営業を停止若しくは休止した者で営業再開後2年を経過している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当しないもの
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと(会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (8) 他の自治体等で同種の業務の受注実績がある等、本業務を的確に遂行する能力を有する者

8 企画提案に関する審査・候補者選定

(1) スケジュール

| | |
|---------------|------------------------|
| ア 企画提案の募集開始 | 令和 8 年 5 月 15 日（金） |
| イ 参加申込の提出期限 | 令和 8 年 6 月 5 日（金）（必着） |
| ウ 企画提案書の提出期限 | 令和 8 年 6 月 12 日（金）（必着） |
| エ 参加資格審査結果通知 | 提案書受理後、随時発送 |
| オ 一次審査結果発表 | 令和 8 年 6 月 23 日（火）【予定】 |
| カ 候補者選定委員会 | 令和 8 年 6 月 29 日（月）【予定】 |
| キ 選考結果の通知及び公表 | 令和 8 年 7 月上旬【予定】 |
| ク 選定業者との見積合わせ | 令和 8 年 7 月下旬【予定】 |

(2) 業務に関する質問受付及び回答

| | |
|----------|--|
| ア 質問先 | 霧島市商工観光部商工振興課 |
| イ 質問方法 | 電子メールのみ（furusato@city-kirishima.jp） |
| ウ 質問受付期間 | 令和 8 年 5 月 18 日（月）から 令和 8 年 5 月 26 日（火）まで |
| エ 回答方法 | 質問に対する回答は、令和 8 年 5 月 29 日（金）までに、原則として市のホームページに掲載することとする。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。なお、質問内容によっては回答しない場合もある。 |

(3) 企画提案書等の提出

| | |
|-------------------------------------|--|
| ア 提出書類 | (ア) 公募型プロポーザル参加申込書 |
| ※ 部数の指定がないものは各 1 部提出すること。 | (イ) 企画提案書（任意様式） 6 部 (ウ) 参考見積書（任意様式） (エ) 会社概要（本支店等一覧を含むパンフレット等） (カ) 財務諸表 |
| ※ 霧島市物品調達等入札参加資格を有する場合は、(ウ)以下は提出不要。 | (キ) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） (ク) 法人事業税の納税証明書（都道府県で発行されたもので最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし納税証明書に記載されている未納額が 0 円であるものに限る。） (ケ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書その 1（税務署で発行されたもので最新の |

| | |
|--------|--|
| | <p>事業年度の記載内容であるもの。ただし納税証明書に記載されている未納額が0円であるものに限る。)</p> <p>(ケ)霧島市税に係る納税証明書（霧島市から課税されていない場合は、霧島市税が課税されていない旨の報告書及び霧島市税課税状況等調査承諾書）</p> |
| イ 提出先 | <p>霧島市商工振興課ふるさと納税推進グループ 〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号</p> |
| ウ 提出方法 | <p>持参又は郵送</p> <p>※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前8時15分から午後5時までとする。郵送の場合は、申込書は封筒に「参加申込書在中」、提案書は「企画提案書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。</p> |
| エ 提出期限 | <p>参加申込書：令和8年6月5日（金）（必着） 企画提案書：令和8年6月12日（金）（必着）</p> |

ア 企画提案書の構成

企画提案書は、次の(ア)から(エ)までの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

(ア) 表紙

「業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(イ) 目次

本文の項目及び頁を記載すること。

(ウ) 本文

本業務の趣旨及び目的を踏まえ、以下の項目を記載すること。

- a 別紙仕様書の内容をどのように実施するのか、基本的な考え方とその手法を具体的に記載すること。
- b 全体の進行スケジュール及び今後の事業進捗管理手法や効果検証手法などについて、具体的に提案すること。
- c 受託業務の実施体制を記載すること。
※書式、枚数、縦横等の規格は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、膨大にならないこと。ページ番号を付すこと。

(エ) 参考見積書

- a 本業務に必要な費用は、全て計上すること。
- b 参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は、再度見積書の提出を求める。

イ 企画提案書の仕様等

(ア) 提案数

提案数は、1者につき1案とする。

(イ) 体裁等

サイズはA4版とし、片面印刷とする。印刷の向きは問わないが、長辺をホチキス止めすること。

(4) 企画提案に当たっての留意事項

ア 提出された書類の差替え、変更及び取消は、提案の審査に支障があると市が認める場合にのみ、これを認める。また、提出された書類は返却しない。

イ 審査は、提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

ウ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

エ 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、霧島市情報公開条例（平成17年条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の不開示情報を除き、開示することとなる。

(5) 企画提案書の審査及び選定

ア 企画提案書の審査方法

参加申込者が1者の場合でも審査を実施し、参加申込者が3者を超える場合には、書類審査による1次審査を行い、上位3者のみを2次審査ヒアリング対象とし、当該3者から候補者を選定するものとする。

2次審査は市が設置する候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加申込者から提出された企画提案書の内容に係るヒアリング（プレゼンテーション20分以内、及び質疑応答10分以内）を実施し、後述する審査項目についての評価を行う。評価合計点を参考に選定委員会で協議を行い、候補者を選定する。ただし、参加申込者の評価合計点がいずれも満点の6割未満の場合には、優秀な企画がなかったものとみなし、再度企画提案を公募の上、審査を実施する。

また、プレゼンテーションは、企画提案書により進めることとし、選定委員が求めた場合を除き、他の資料の使用は認めないものとする。

| | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 選定委員会による ヒアリング開催日等 | 令和8年6月29日（月）【予定】 （※ 開催時間は、別途通知する。） |
|-----------------------|---------------------------------------|

※ プロジェクター及びスクリーンまたはディスプレイを市で用意する。その他の機器は各参加申込者で用意すること。

※ プレゼンテーションで使用する企画提案書のデータを、ヒアリング開催日に提出すること。

イ 審査項目及び配点

以下の審査項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

| 審査項目 | 評価事項 | 配点 |
|----------------------|--------------------------|-----|
| (ア) 提案の的確性 | 霧島市の現状分析がなされている提案となっているか | 15 |
| (イ) 広告媒体を活用したプロモーション | a 本市の現状にあった提案となっているか | 15 |
| | b 目的達成に向けて有効な提案となっているか | 15 |
| | c 独自性のある提案がなされているか | 15 |
| (ウ) インスタ配信 | a 投稿スキルは高いか | 15 |
| | b 投稿頻度は適正か | 5 |
| (エ) 実施体制・実績 | a 適切な人員が配置されているか | 5 |
| | b 業務を遂行する能力、経験は適正か | 15 |
| 合計評価点 | | 100 |

ウ 評価点の算出方法

選定委員会では、以下のとおり評価事項ごとに S～D の評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乗ずることにより評価点を算出し、合計の高い順に順位を決定する。

| 評価 | S | A | B | C | D |
|------|-----|---------|-------|-----|------|
| | | 特に優れている | 優れている | 普通 | やや劣る |
| 評価係数 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0.2 |

エ 選定結果の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

オ 選考結果の公表

審査終了後、選定業者名を公表する。

(6) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合

イ 本募集要領等に従っていない場合

ウ 同一の事業者が 2 つ以上の企画提案書等を提出した場合

エ 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために
連合した団体等が提出した場合

オ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗）、第 93 条（心裡留保）、第
94 条（虚偽表示）、又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合

9 候補者選定後の取扱い（契約等に関する事項）

(1) 契約手続

市は、選定委員会により選定された候補者 1 者と霧島市契約規則（平成 17 年規則
第 63 号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、
本業務に係る契約を行うものとする。

(2) 調達業務仕様書

契約時における仕様は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、候補者との協議
の上、加除修正することができるものとする。

(3) 支払条件

支払条件については、市と候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

(4) 契約保証金

候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付し
なければならない。ただし、霧島市契約規則第 37 条各号に該当する場合には、契約
保証金の全部又は一部を免除することがある。

10 問い合わせ先及び書類提出先

霧島市商工観光部商工振興課 ふるさと納税推進グループ 担当：用具

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

電話 0995-55-1357 FAX 0995-64-0958

Eメール furusato@city-kirishima.jp